

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の母であり、請求人の妻である亡A（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日、B所在のC会社（以下「会社」という。）に雇用され、学生服の検品作業等に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、足の浮腫を自覚し、翌〇日、Dクリニックに受診したところ、E病院を紹介され、同月〇日、同病院に受診し、「深部静脈血栓症、慢性血栓塞栓性肺高血圧症」と診断され、その後、同病院で療養を継続していたが、平成〇年〇月〇日、入院先の同病院において死亡が確認された。死亡診断書によると、直接死因「肺高血圧症」（以下「本件疾病」という。）、直接死因の原因「肺動脈血栓塞栓症」、直接には死因に関係しないが、直接死因の傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「インフルエンザ感染症」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及ん

だものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、被災者は、被災者が従事していた業務が原因で本件疾病を発症し死亡に至ったものである旨主張しているので、検討すると、次のとおりである。

(2) 平成〇年〇月〇日付けF医師作成の死亡診断書によれば、直接死因は「本件疾病」、その原因は「肺動脈血栓塞栓症」、直接死因に関係しないが傷病経過に影響を及ぼした傷病名等「インフルエンザ感染症」と記載されているところ、G医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「肺血栓塞栓症による慢性の高度肺高血圧状態であったところ、インフルエンザによる発熱によって急速に心肺負荷が増大し、循環破綻を来したものと推察される」旨述べており、H医師は、同月〇日付け意見書において、「両検査（造影CT検査及び心臓超音波検査）より、急性発症ではない肺動脈血栓塞栓症により生じた慢性的な肺高血圧の結果、右室肥大、右心不全を来したことが明らかとなった。インフルエンザ感染により右心不全が急速に悪化した結果、死亡に至ったものと思われる。」と述べている。両医師の意見は、画像診断、検査結果等医学的所見に基づいてなされた見解であり、妥当なものであると思料するところ、上記死亡診断書の記載内容を併せ鑑みると、当審査会としても、被災者に発症した肺動脈血栓塞

栓症が本件疾病の原因であり、インフルエンザ感染症により急速に心肺負荷が増大し、死亡に至ったものであると判断する。

- (3) そこで、被災者に発症した肺動脈血栓塞栓症及び本件疾病についてみると、I 医師及び上記G 医師は、症状の出現経過等から慢性の疾病と所見するも、発症時期の詳細は不明としている。この点、H 医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月及び平成〇年〇月に行われた心電図検査の所見の比較及び同年〇月の心臓超音波検査の所見等に基づき、被災者が下肢のむくみに気付いた同月より1年前頃には被災者の慢性肺動脈血栓塞栓症は発症していたと推察される」旨述べ、また、J 医師は、同年付け意見書において、「被災者の本件疾病の発症時期は、Dクリニックの心電図所見より、死亡のおおよそ6か月前、また、被災者の肺動脈血栓塞栓症の発症時期は、同クリニックでの胸部X線写真、胸部CT写真より、死亡のおおよそ1年前であると思われる」旨述べているところ、一件記録を精査するも、検査所見に基づくH 医師及びJ 医師の上記意見は妥当であり、当審査会としても、被災者は、会社に雇用される以前に、既に肺動脈血栓塞栓症及び本件疾病を発症していたものと判断する。

また、慢性肺動脈血栓塞栓症の発症原因について、上記I 医師及びH 医師は、「正確な発生機序は未だ明らかではない」、「原因不明」と意見を述べているところ、当審査会としても、当該疾病の発症原因は不明であると言わざるを得ない。

- (4) 請求人らは、被災者は熱く乾燥した作業場において脱水状態となったにもかかわらず、立ち作業を続けていたことから下肢に深部静脈塞栓症を発症し、その後、肺動脈塞栓症及び本件疾病により死亡した旨主張するが、画像診断、検査結果等医学的所見に基づく当審査会の判断は上記のとおりであるところ、会社関係者の申述及び作業環境測定記録からは、被災者が脱水状態にあったとは認められない。この点、H 医師は、上記意見書において、「〇月〇日の血液検査では、循環血液量の増加を示唆する所見を示しており、被災者は、循環血液中の水分量が減少する脱水とは逆に、循環血液中の水分量は増加していたと考えられる」旨述べるとともに、請求人に発症した深部静脈血栓症について、「立位作業は、(中略)、静脈うっ滞を起こしにくい。(中略)、適度の歩行動作は、筋肉ポンプ作用を更に高めるため慢性的な血流のうっ滞は生じにくい。(中略)、被災者の作業態様が下肢静脈血栓の主因とみなすことはできない。」

と医学的見解を述べている。したがって、請求人らの上記主張は採用することができない。

(5) 以上を総合すると、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者は、会社に雇用される以前から既存疾病である慢性肺動脈血栓塞栓症及び本件疾病を発症していたものと認められるところ、インフルエンザ感染症により症状が悪化し死亡に至ったとみることが相当であり、被災者の死亡と業務との間に医学的因果関係は認められないものと判断する。

(6) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、したがって監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。